

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取組を支援します。

特例措置の内容

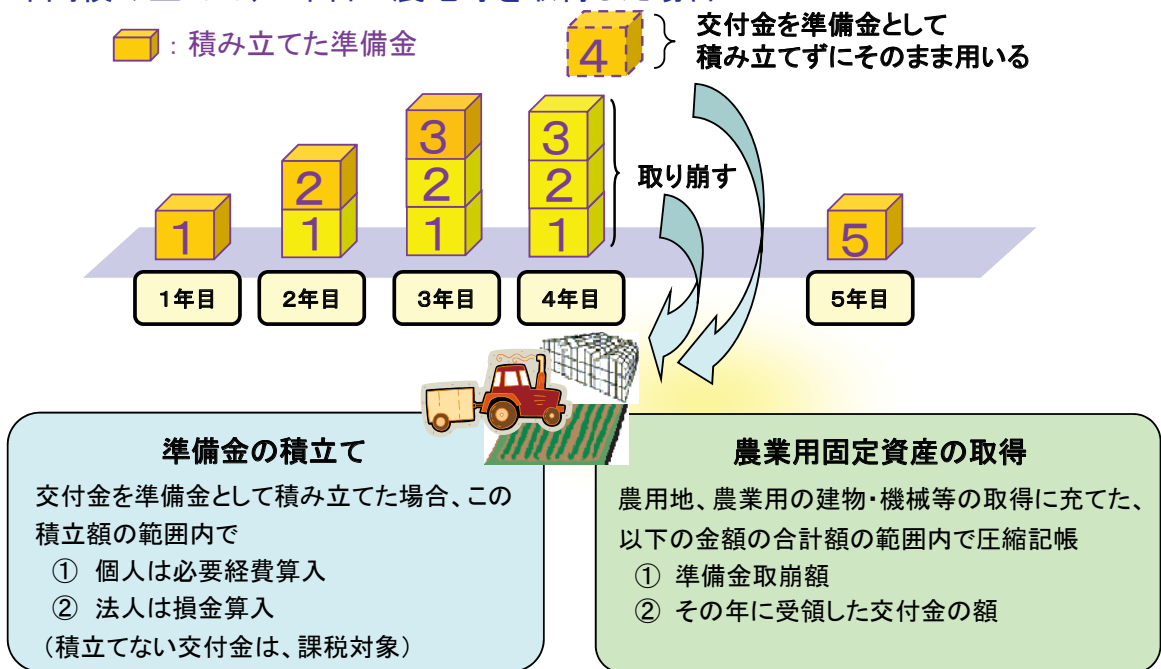
- 認定農業者・認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※¹できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※²し、青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出）をする必要があります。

※¹ 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※² 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

（例）3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



注：積み立てた翌年（度）から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象となります。（H28年に積み立てた準備金は、R4年に5年を経過し、R4年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。）

準備金の対象となる交付金

以下の交付金の交付を受けた場合に準備金を積み立てることができます。

- 経営所得安定対策の交付金（畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金）
- 水田活用の直接支払交付金

※ 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業は、本制度の対象外です。



- 対象者の要件に「人・農地プランの中心経営体であること」が追加されます。法人の方は令和4年4月以降に開始する事業年度分の法人税、個人の方は令和5年分の所得税から適用となります。ご自身が中心経営体に位置付けられているか確認が必要な場合や、中心経営体に関することについては、市町村にお問い合わせください。
- 農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。証明申請手続については、お気軽に地方農政局等にお問い合わせください。

Ⅱ

収入保険・農業共済等の概要

1

収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



【加入できる方】

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績(簡易な方式を含む)が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

【対象収入】

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※ 一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(1) 補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。
- ※ 保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。

- 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。(任意加入)

- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.23%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が段階的に下がっていきます。
- ※ 積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※ 税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

① 基本のタイプ

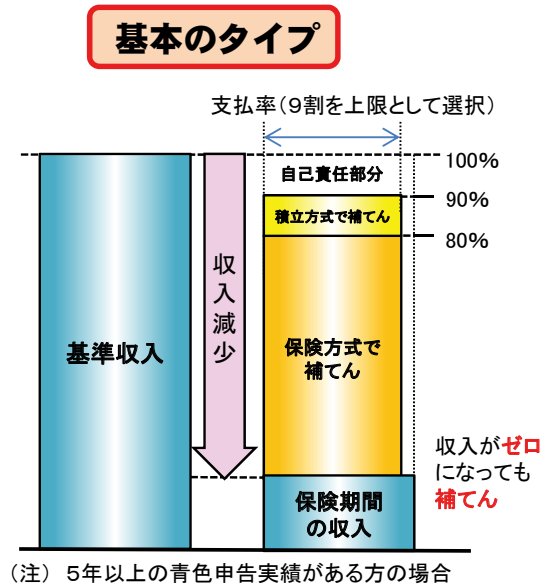
保険方式(掛捨て)と積立方式(掛捨てではない)の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、
保険方式の保険料8.9万円、
積立方式の積立金22.5万円、
付加保険料2.2万円で、
最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、
810万円(積立金90万円、保険金720万円)の補てん
 が受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、
 付加保険料には50%の国庫補助があります。
 積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払(最大9回)や
 制度資金の活用ができます。



② 保険料の安いタイプもあります！

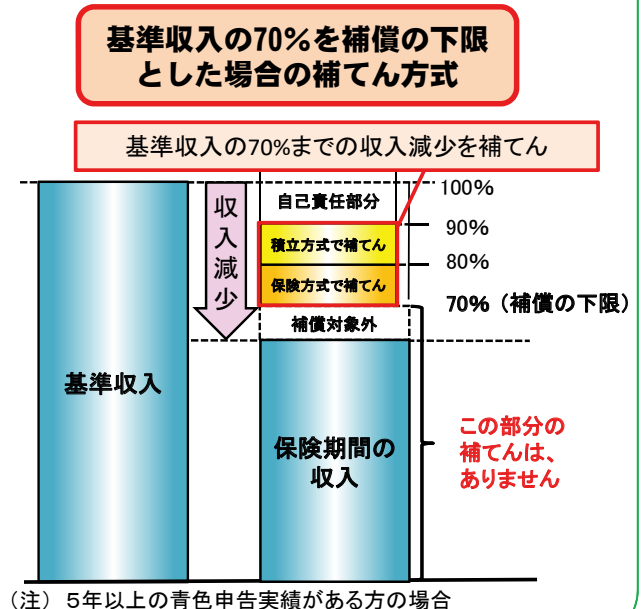
保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ 補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、
保険料4.9万円(基本のタイプより約4割安い)、
積立金22.5万円、
付加保険料1.9万円で、
 保険期間の**収入が700万円**になったときは、
180万円(積立金90万円、保険金90万円)の補てん
 が受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはあ**
りません。



(2) 無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、無利子のつなぎ融資を受けることができます。**

(3) インターネット申請と自動継続特約について

令和4年の収入保険から、共通申請サービスを通じてインターネット申請をした方や自動継続特約で契約を更新した方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

| | インターネット申請 利用の場合 | | 自動継続特約 利用の場合 |
|-------|--------------------|-------|-----------------|
| 新規加入者 | 4,500円割引 | 継続加入者 | 1,000円割引 |
| 継続加入者 | 2,200円割引 | | |

※ 継続加入者の方がインターネット申請と自動継続特約の両方を利用した場合、3,200円引

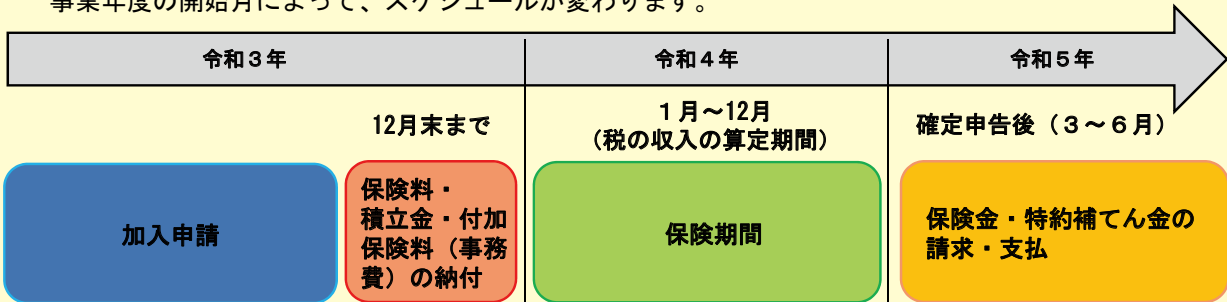
(4) 野菜価格安定制度との同時利用について

現在、当分の間、初めて収入保険に加入される方は、最初の2年間に限り、収入保険と野菜価格安定制度(野菜価格安定対策事業)を同時利用することができるようにしています。

- ※ 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用される方には、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払っていただきます。
- ※ 収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除します。

<加入・支払等手続のスケジュール>

- ※ 保険期間が令和4年1月~12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。



収入保険について、補償内容、シミュレーション(試算)など詳しいことは、最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会(NOSAI全国連)のホームページでご覧になれます。

▶ 収入保険 NOSAI 検索

経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、**農作物共済**と**畑作物共済**があります。(このほか、**果樹共済**、**家畜共済**、**園芸施設共済**があります。)

【対象品目】

農作物共済 水稻、陸稲、麦

畑作物共済 ばれいしょ、大豆、てん菜、そば

(このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶(一番茶)、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。)

【補償対象となる事故】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害

【補償期間】

移植期(直播の場合は発芽期)から収穫期

補償内容

○ 以下のメニューから、農業者が選択できます(品目ごとに選択できるメニューが異なります)。

| | 共済金支払条件 | 共済金の算定に用いる収穫量 |
|----------------|---|--|
| 全相殺方式 | 農業者ごとに、収穫量が9割(そばは8割)を下回った場合 | JA等の出荷資料や 税務申告の帳簿による収穫量 (又は生産金額) |
| 災害収入 共済方式 | 農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、 生産金額が9割を下回った場合 | 農林水産統計の収穫量 |
| 地域インデ ックス方式 | 農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、 市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合 | 損害評価員等の被害ほ場の現 地調査による収穫量 |
| 半相殺方式 | 農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合 | |

○ 水稻、陸稲及び麦において、一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の損害があった場合でも共済金が受け取れます。

○ 危険段階別共済掛金率により、**共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。**

| 試算例(10a当たり) | 水稻 (全相殺方式) | 麦 (災害収入共済方式) | 大豆 (全相殺方式) |
|---------------------------------------|----------------|--------------------|---------------|
| 農業者が支払う共済掛金 (一筆半損特約を 付加した場合の掛金) | 585円 (595円) | 1,866円 (1,893円) | 1,457円 |
| 収穫量が50%減少した 場合に支払われる共済金 | 3.8万円 | 2.7万円 | 2.0万円 |
| 収穫量が皆無になった 場合に支払われる共済金 | 8.6万円 | 6.2万円 | 4.4万円 |

※掛金の原則50%(ばれいしょ、大豆、てん菜、そばは55%)を国が補助します。
上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

○ 収穫後の自然災害等への備えとして!

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生じました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険(詳細は36~38ページを参照)

財産を補償・・・農業共済組合の保管中農産物補償共済、民間保険会社の事業者向けの火災保険等



農業共済について、詳しいことは、
下記URLから、お近くの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【各地域の農業共済組合(NOSAI)連絡先一覧】

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html> (農林水産省ホームページ)

3 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

チェックをしてみましょう！

① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

| リスクマネジメント編 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト | | | | 耕種 | |
|------------------------------------|----|--|--------------------------|--------------------------|--------------|
| 事業者名 | | | | | |
| チェック実施日 | | | | | |
| 分類 | 番号 | 質問内容 | YES | NO | (NOの場合) 対応要否 |
| リスクの把握 | 1 | 自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えたことはありますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| | 2 | 自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| | 3 | 新型コロナウイルス感染症について、「農業者等における新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| リスク全般に対する事前の備え | 1 | MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| | 2 | 地方自治体等を通じて提供される気象情報や防災情報を確認していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| | 3 | 耕種用の災害対策・農田防除等について、「農業技術の基本設計」等のマニュアルの参照、研修の受講などを進め知識を身につけていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| | 4 | 災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| | 5 | 防護施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また備えだ個所の確認や稼働等の防災確認をしていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| | 6 | 排水設備等の保守点検、また備えだ個所の確認や稼働等の防災確認をしていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| | 7 | トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農具など故障を防止するための避難場所を確保していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |
| | 8 | 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※FC ※FFC |

② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分に確認しましょう。

| 農業版事業継続計画書 | | | | | 印刷日 | |
|----------------------------------|-----------------------------|------------|------------|------------------------------------|-----------|--|
| 策定・改定日 | 2021年4月1日 | 策定者・事業継続担当 | 2021年4月15日 | 策定場所 | 2022年4月1日 | |
| 1. 基本方針 | | | | | | |
| 緊急事態発生時には、以下の基本方針に則り対応する。 | | | | | | |
| 1 | 人命を守る | | | | | |
| 2 | 取引先への米の出荷を円滑にする（米の供給責任を果たす） | | | | | |
| 3 | 従業員の雇用を守る | | | | | |
| 2. 重要業務と目標復旧時間 | | | | | | |
| 以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。 | | | | | | |
| 重要業務 | 栽培管理・収穫 | | | | | |
| 目標復旧時間 | 4時間以内 | | | | | |
| 3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等) | | | | | | |
| 項目 | 被害 | | | 対応(代替手段等) | | |
| 電気 | 乾燥機稼働が使えない | | | 自家発電機(事務所用)の利用 | | |
| ガス | 影響なし | | | - | | |
| 水(水道水) | 灌漑ができない | | | 農業用のため池・井戸水・貯水タンク・雨水の使用 | | |
| インターネット | 取引先へ連絡がとれない | | | 携帯電話で対応可能 | | |
| 交通 | 出荷ができない | | | 業者と事前に配達の代替ルートを確認 | | |
| その他 | 農産物に被害が出る | | | 可成りものに対して早期収穫を検討 | | |
| 4. 事前対策の実施状況 | | | | | | |
| 分類 | 項目 | | 進捗状況 | | 担当者 | |
| ヒト | 安全確保手段 | 11月 | 進捗中 | 社長より全員に安全確認依頼 | | |
| | 研修実施 | 12月 | 完了 | 〇〇小字後 | | |
| モノ | 設備の点検 | 12月 | 完了 | 地域の農業者とあらかじめ協力体制について話し合いをおこなう | | |
| | その他 | 12月 | 完了 | 農業機械が使えなくなった場合レンタルで対応 | | |
| カネ | 収入保険の加入 | 12月 | 完了 | 確認、契約。農産物については常時1割分のストックがある状態にしておく | | |
| | その他 | 12月 | 完了 | 〇〇万円(1割分)、〇〇万円(1割分) | | |

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、**中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと**です。BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、**自然災害への備え**となるだけでなく、**平常時における自らの経営の見直し、改善**にも繋がります。



チェックリスト、農業版BCPは、**農林水産省ホームページ**に掲載しています。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html (農林水産省ホームページ)

▶ 農業版BCP 農水省

🔍 検索